

○現場鑑識活動実施要領の制定について(通達)

(平成 14 年 3 月 1 日岡鑑第 48 号／岡科研第 14 号／岡生企第 74 号／
岡刑企第 1019 号／岡交企第 62 号／岡公第 10 号警察本部長例規)

(概要)

この要領は、岡山県警察が取り扱う犯罪及び事故の現場において、適切に現場鑑識活動を実施し、合理的かつ科学的な捜査の推進について通達したものである。

主な通達の内容は、

- 1 総則
- 2 重要事件における現場臨場
- 3 重要事件における現場保存
- 4 現場観察
- 5 重要事件現場の写真撮影
- 6 鑑識資料の採取
- 7 鑑識資料採取報告書の作成等

等である。